

給与支払報告書の提出には  
**個人事業主の方の本人確認が必要です。**

マイナンバー制度の導入に伴い、個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際は、個人事業主の方の「本人確認」をさせていただきます。「本人確認」は「番号確認」と「身元確認」に分かれており、それぞれ必要な書類の組み合わせは次のとおりです。

- 番号確認・・・正しい個人番号であることの確認
- 身元確認・・・申告者または代理人が個人番号の正しい持ち主であることの確認

(1) 個人事業主ご本人が窓口で提出される場合

①番号確認	②身元確認
次のいずれか1点を確認 ・マイナンバー（個人番号）カード ・個人番号通知カード ・個人番号の記載のある住民票の写し ※通知カードは、記載内容に変更がない場合に限り、番号確認書類として利用できます。	◆次のものは、いずれか1点を確認 マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、身体障害者手帳、在留カード、パスポート等 ◆次のものは、いずれか2点を確認 公的医療保険の被保険者証、年金手帳 等

※郵送で提出される場合は、**①番号確認及び②身元確認ができる書類（書類の要件は窓口の場合と同様です。）の写しを給与支払報告書と一緒に郵送してください。**

※提出していただいた書類については、確認後、町で破棄させていただきます。

(2) 代理人が個人事業主の給与支払報告書を窓口で提出される場合

①個人事業主の番号確認	②代理人の身元確認	③代理権の確認
次のいずれか1点を確認（写し可） ・マイナンバー（個人番号）カード ・個人番号通知カード ・個人番号の記載のある住民票の写し ※通知カードは、記載内容に変更がない場合に限り、番号確認書類として利用できます。	◆税理士の場合：税理士証票 ◆代理人が税理士以外の場合： 次のものは、いずれか1点で確認 マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、身体障害者手帳、在留カード、パスポート等 次のものは、いずれか2点で確認 公的医療保険の被保険者証、年金手帳 等	◆税理士の場合：税務代理権限証書 ◆法定代理人の場合：戸籍謄本 その他その資格を証明する書類 ◆法定代理人以外の場合（税理士を除く）：委任状

※郵送で提出される場合は、**①個人事業主の番号確認、②代理人の身元確認、③代理権の確認、以上の3点が確認できる書類（書類の要件は窓口の場合と同様です。）を給与支払報告書と一緒に郵送してください（①②は写し、③は原本を同封してください）。**

※提出していただいた書類については、確認後、町で破棄させていただきます。

(3) eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出される場合

※eLTAXで提出される場合は確認書類の添付は不要です。

番号確認、身元確認へのご協力をお願いいたします。

問合せ先 紀北町役場 税務課課税係

電話：0597-46-3118